



報告案件 第1号

「北広島市都市計画マスタープラン（第2次）

の見直し方針」について



上位計画の見直し



◆ 都市計画区域マスタープラン

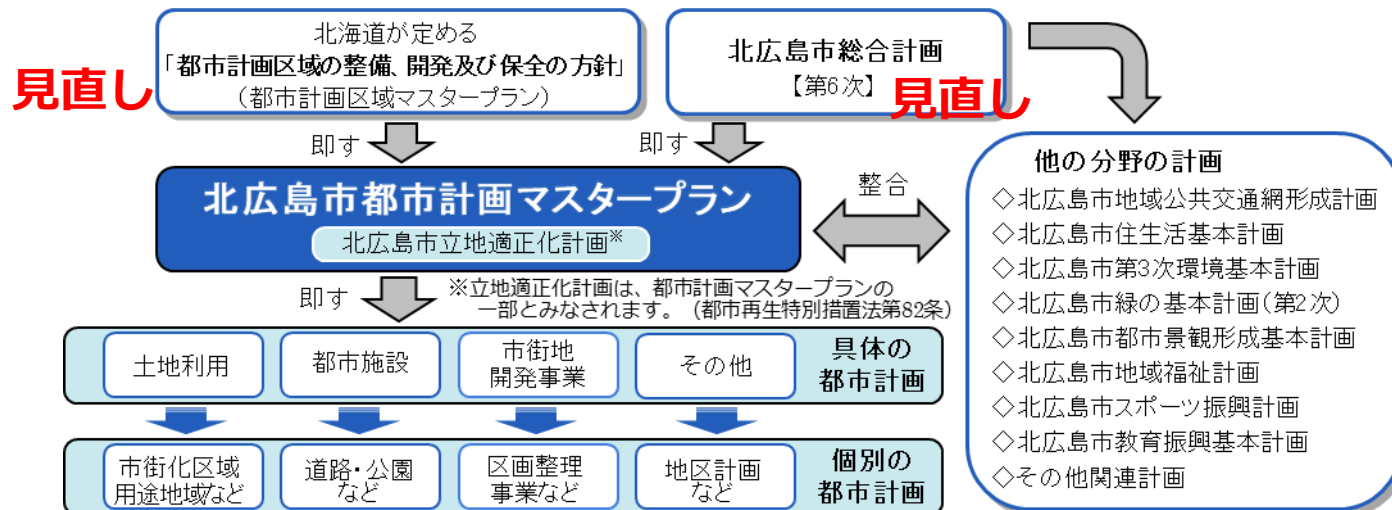
- 北海道が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）」の見直しが行われている。

◆ 北広島市総合計画（第6次）

- 計画期間の中間年のため、中間見直しが行われている。

◆ 北広島市都市計画マスタープラン（第2次）

- 上位計画の見直しに併せ、北広島市都市計画マスタープラン（第2次）を見直す。



北広島市都市計画マスタープラン(第2次)と各種計画の関係性



- ◆ 総合計画（第6次）の中間見直しと連動しながら見直しを実施するため、市民会議等の内容を踏まえ改定内容を検討
- ◆ 計画策定時には想定されていなかったものなどを踏まえ、今後5年間のまちづくりにおいて必要な事項の見直し
- ◆ 「第3章 都市づくりの分野別基本方針」及び「第4章 地区づくりの基本方針」を中心に見直す
- ◆ 第1章「基本的な姿勢」、第2章「都市づくりの理念と目標」、第5章「計画の推進に向けて」については、人口等基礎データや北広島市総合計画（第6次）の内容や第3章および第4章の見直し内容を踏まえ見直し

第1章 基本的な姿勢

1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的	2
2 都市計画マスタープランの位置づけ	3
3 都市計画マスタープランの役割	4
4 計画の前提	5
5 北広島市の概況	7

第2章 都市づくりの理念と目標

1 都市づくりの視点	14
2 都市づくりの理念	16
3 都市づくりの目標	17
4 将来都市構造	18

第3章 都市づくりの分野別基本方針

1 土地利用の基本方針	22
2 都市交通体系の基本方針	30
3 緑・水環境の基本方針	35
4 都市景観の基本方針	40
5 都市防災の基本方針	42
6 だれにもやさしい都市づくりの基本方針	45

第4章 地区づくりの基本方針

1 東部地区	48
2 西部地区	56
3 大曲地区	62
4 西の里地区	68
5 北広島団地地区	74

第5章 計画の推進に向けて

1 計画実現のための基本的な取組	80
2 計画実現のための検討事項	82

北広島市都市計画 マスタープラン(第2次)の構成



第1章

基本的な姿勢

- 1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 3 都市計画マスタープランの役割
- 4 計画の前提
- 5 北広島市の概況

計画書：P1～11

- 第1章は、都市計画マスタープランの目的、位置づけ、役割、計画の前提、概況という計画策定に係る内容について記載
- 計画の目的などは変わらないので、今回の見直しでは変更しない



第2章

都市づくりの 理念と目標

- 1 都市づくりの視点
- 2 都市づくりの理念
- 3 都市づくりの目標
- 4 将来都市構造

計画書：P13～20

概要版：P1

- 第2章は、まちづくりの視点、理念、目標、将来都市構造という将来のまちづくりについて記載
- 視点や理念など短期的に変わる内容ではないので、今回の見直しでは変更しない
- ただし、立地適正化計画の内容も記載されていることから、その部分については見直す



□北広島市都市計画マスタープラン（第2次）について

北広島市都市計画マスタープランは、平成16年（2004年）に当初計画を策定したのち、平成25年（2013年）の改訂を経て、令和2年（2020年）に目標年次を迎えました。

北広島市都市計画マスタープラン（第2次）では、本市にふさわしいコンパクト・プラス・ネットワークの都市構造をめざすとともに、ボールパーク構想、人口減少問題などの社会経済情勢、自然環境問題、持続可能な開発目標 SDGs への対応などを視野に入れ、これまでの施策等の検討及び実施状況を踏まえ、本市にふさわしい都市づくりをめざします。

□都市づくりの理念

個性あふれる^{まち}地区が結びついた
緑豊かな都市

自然とふれあい 文化をはぐくみ
人びとが紡ぐ交流の絆が個性ある5つの^{まち}地区を結ぶ
快適で緑豊かな都市をめざして

□都市づくりの目標

- ① 既成市街地の都市基盤の有効活用を基本とした、生活環境の質の向上を図ります。
- ② 緑豊かで快適な生活環境と活力ある都市づくりを進めます。
- ③ 安全・安心な環境の中で、地区ごとの個性を伸ばし育てます。
- ④ 各地区の連携を強化し、本市にふさわしい集約型都市構造をめざします。
- ⑤ 市の中心にある森林と周辺の空間を活用した交流機能の形成を進めます。
- ⑥ ボールパーク構想の推進による魅力あるまちづくりを進めます。



□ 将来都市構造

都市づくりの理念・目標を実現するため、将来都市構造を土地利用、都市の軸線、拠点地区・核地区により設定します。

土地利用

・5つの市街地からなる都市地域、市中心部にある広大な国有林をはじめとする森林地域、食糧生産や国土保全など多面的な機能を持つ農業地域が調和した都市づくりを進めます。

都市の軸線

① 交通軸

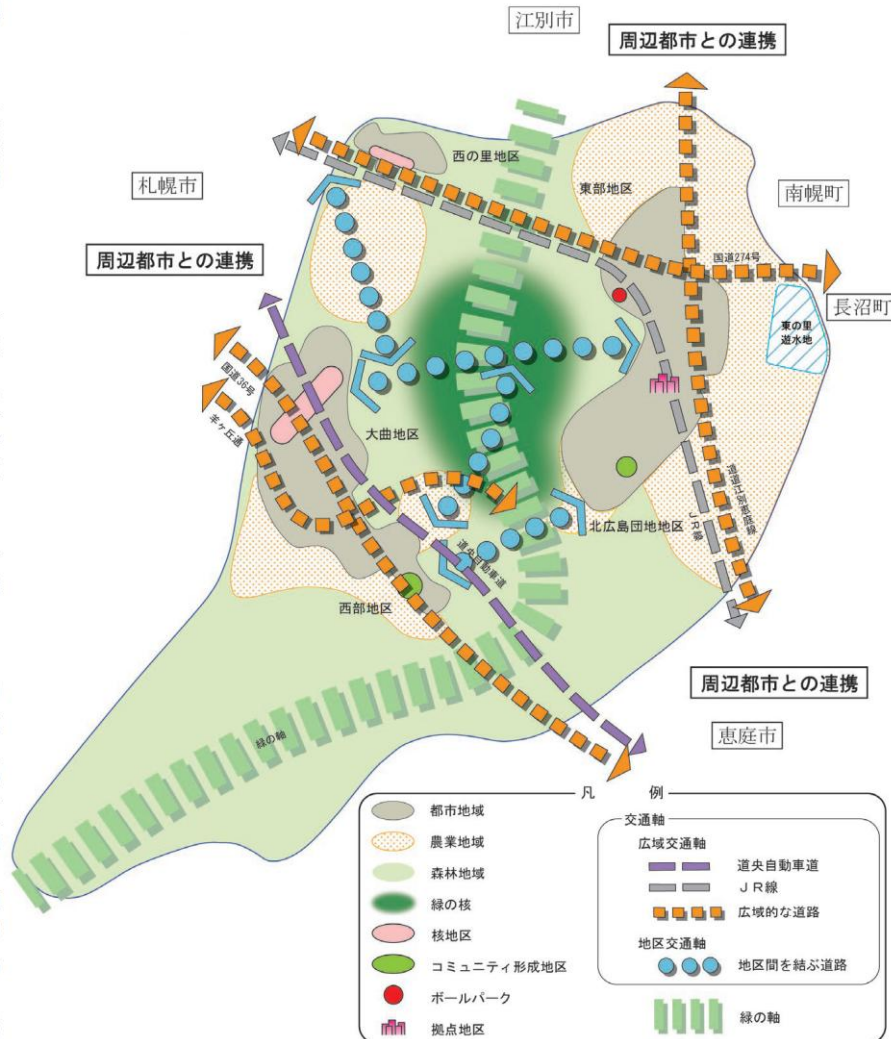
・J R千歳線、道央自動車道及び国道 36号等を、市内外の人びとの交流を支える広域交通軸と位置づけます。
・各地区から市の中心となっている国有林等に至る道道栗山北広島線、さらにはポールパークへのアクセス道路等を、地区間の人びとの交流を促進する地区交通軸と位置づけます。

② 緑の軸

・野幌森林公園から国有林、南の里の森、富ヶ岡の森、仁別・三島の森へと南北方向に連なる緑空間を、緑の軸と位置づけます。

拠点地区・核地区

・立地適正化計画に基づきJ R北広島駅を中心とした拠点地区を都市機能誘導区域、北広島団地地区全域及び東部地区の一部のエリアを居住誘導区域に設定し、生活サービスやコミュニティ施設の集約を図り、中心的な地区へ居住・都市機能を先導的に誘導し、まちの再生をけん引します。
・5つの地区ごとに、商業・業務施設や文化施設などを中心とする核を位置づけ、既存機能の強化や新たな機能の創設により、地区の住民や情報が集まる地区の核づくりを進めます。
・ポールパークが担う都市機能は、地区の中心となる可能性を有するため、拠点地区・核地区の位置づけについて検討します。





第3章

都市づくりの 分野別基本方針

- 1 土地利用の基本方針
- 2 都市交通体系の基本方針
- 3 緑・水環境の基本方針
- 4 都市景観の基本方針
- 5 都市防災の基本方針
- 6 だれにもやさしい都市づくりの基本方針

計画書：P21～46

概要版：P2

- 第3章は、第2章の目標などを具体化し、土地利用や都市交通体系など分野別の基本方針について記載
- 今後5年間のまちづくりを考え、必要な記載事項を**見直す**
- 都市計画区域マスタープランの見直しに併せ、土地利用の基本方針を中心に**見直す**（市街化調整区域の土地利用の検討）



1 土地利用の基本方針

① 各地区における生活利便性の向上

周辺の環境などに配慮しつつ、各地区に人口や産業を適切に誘導するとともに、地区の拠点を形成し、日常の生活圏における利便性の向上を図ります。

② 効率的で適正な土地利用

低未利用地の有効な活用、利便性の高い場所での土地の高度利用、適切な用途への転換などを促し、効率的で適正な土地利用による都市機能の向上を図るとともに、市街地周辺の樹林地や優良な農地を保全します。

③ 魅力ある市街地環境や自然環境の保全と創出

魅力ある市街地環境や緑豊かな自然環境の保全と創出を図り、安全で快適な都市環境づくりを進めるとともに、機能別に適切な土地利用の誘導に努めます。

④ 地区の特性を踏まえた市街地環境への誘導

地区の特性を踏まえた土地利用を検討し、様々なまちづくりの手法を活用して、個性と魅力ある市街地環境となるよう誘導します。

⑤ 効果的な土地利用の促進

ボールパークの整備を契機に、J R 北広島駅などの交通拠点の整備、商業・業務・交流地の形成、自然を生かしたスポーツ・レクリエーションの創出、防災機能の強化を図り、魅力ある都市づくりを進めます。

2 都市交通体系の基本方針

① 持続可能なモビリティの充実

本市の特徴である 5 つの市街地からなる都市構造を踏まえ、道路ネットワークの機能向上や、交通結節点となる駅へのアクセス、地区間、地区内の公共交通網を維持・充実させ、市民の日常の利便性の向上を図ります。

② 安全で快適な道路空間の創出

公共交通の利便性の向上や歩行者・自転車道路の整備による自動車に頼らない人と環境にやさしい交通機能の充実、福祉に配慮した安全で快適な道路空間の創出を図ります。

③ ボールパークへの交通アクセスの強化

ボールパークへの来訪者に対応するため、道路や鉄道などの交通アクセスを強化します。



3 緑・水環境の基本方針

① 緑あふれる都市づくり

身近な公園から大規模な公園まで、地区の特性や市民のニーズを踏まえ、民間事業者と連携した整備手法等を検討し、魅力のある公園の整備を図るとともに、住宅や施設などの緑化を促進し、緑あふれる都市づくりを進めます。

② 緑環境と調和した都市空間の形成

市民にうるおいと安らぎを与える森林や樹林地、農地などの市街地周辺の緑を保全するとともに、交流の場として活用を図り、緑環境と調和した都市空間の形成を図ります。また、森林環境譲与税等を活用し、森林の適正な整備に努めます。

③ うるおいのある水環境の保全と創出

安定した下水処理を維持するとともに、河川や水路などの水質の向上や緑化を進め、景観や水辺の生態系に配慮した、うるおいのある水環境の保全・創出を図ります。

④ 環境負荷の少ない循環型の都市づくり

公害の防止や廃棄物の減量化・資源化・適正処理を進めるとともに、エネルギーを有効に活用し、市民・事業者・行政の連携により、環境への負荷が少ない循環型の都市づくりを進めます。

4 都市景観の基本方針

① 本市ならではの個性的で美しい都市づくり

沿道・沿線に広がる街並みや森林、農地などが醸し出す農山村の風景など、誇るべき景観資源の保全と活用を図り、本市ならではの個性的で美しい都市づくりを進めます。

② 地区にふさわしい快適で魅力ある都市空間の創出

ゆとりある歩行者空間、うるおいのある緑やオープンスペースの創出、都市のにぎわいの演出など、地区の特性に合わせて快適で魅力ある都市空間の創出を図ります。

③ 市民・事業者・行政等が一体となった都市づくり

市民・事業者・行政等がともに都市づくりの目標を共有し、都市としての個性や地区の特性を生かして、守り、育てる景観づくりを連携・協働により推進します。



5 都市防災の基本方針

① 総合的な防災都市づくり

災害被害を最小限に抑えるため、地区の特性を踏まえた都市計画制度の活用により、規制・誘導を図るとともに、総合治水対策を推進し、総合的な視点にたった災害に強い都市づくりを進めます。

② 防災機能の強化による安全性の向上

防災機能をもつ道路、公園等のオープンスペースの適切な配置により、避難路・避難場所を確保するとともに、ライフラインの強化を図り、新たな防災拠点を整備し、災害に強い強靱な都市づくりを進めます。

6 だれにもやさしい都市づくりの基本方針

① 人間性豊かな福祉の心がかよう都市づくり

すべての人が自分の意志で自由に行動でき、様々な活動に参加することができるよう、福祉の心がかよう都市づくりを進めます。

② だれにもやさしい都市づくり

暮らしなれた地区で安心して住みつけられるよう、使いやすい施設の整備を促進するとともに、多様な住まい方が選択できる住環境の形成など、だれにもやさしい都市づくりを進めます。



第4章

地区づくりの 基本方針

- 1 東部地区
- 2 西部地区
- 3 大曲地区
- 4 西の里地区
- 5 北広島団地地区

計画書：P47～78

概要版：P3～7

- 第4章は、第3章の分野別基本方針を地区ごとに記載
- 第3章の記載内容に併せ**見直す**



地区の 将来像

開拓の歴史とボールパーク構想との融合により、
古さと新しさが調和した
交流とにぎわいの舞台となる^{まち}地区



地区づくりの目標

■ 様々な人が交流する広域交流拠点を形成します

ボールパークのある地区として、様々な人が自然や文化、スポーツ・レクリエーションなどの活動を通して、活発に交流するため、商業・業務・交通機能を強化し、世界中から訪れる多くの人を受入れることにより、にぎわいを高め、それに対応する広域交流拠点の形成を図ります。

■ ボールパーク構想により新たな魅力あるまちを形成します

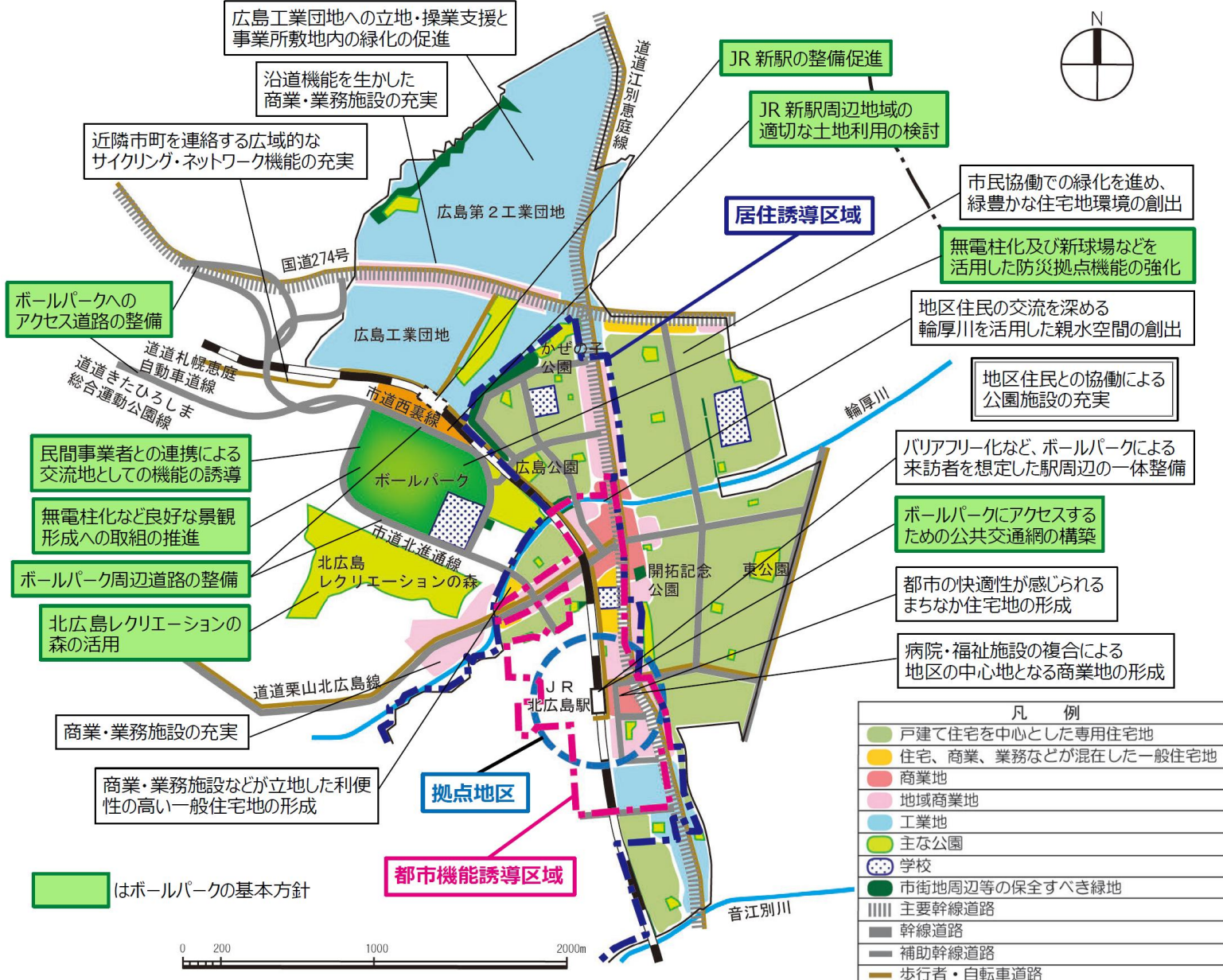
ボールパークは新たなまちとして、町名を整備し、北海道らしい景観づくりに配慮しながら民間事業者との連携により、J R 新駅の建設をはじめ、交流地としての機能の誘導を図ります。

■ 生活の身近なところで緑にふれられる地区を形成します

地区内にある森林や河川などの豊かな自然や農地を有効に活用し、子どもから高齢者まで、レクリエーションを通じた交流が生まれる公園、親水空間、市民農園などを創出し、生活の身近なところで緑にふれられる地区の形成を図ります。



東部地区（方針図）





第5章

計画の推進に向けて

1 計画実現のための基本的な取組

2 計画実現のための検討事項

計画書：P79～83

➤ 第5章は、第3章、第4章で示した方針を実現するための取組や検討事項を記載

➤ 第3章、第4章の記載内容に併せ見直す

第5章 計画の推進に向けて

2 計画実現のための検討事項

『北広島市都市計画マスタープラン（第2次）』は、都市計画に関する基本的な方針であり、その実現に向けた具体的な取組には、さらに詳細な検討が必要な事項があります。

(1) 全市に共通の事項

●緑豊かな住環境の創出

住宅地における市民との協働による緑化推進、緑豊かな住環境の創出が求められるため、まちづくりに関する市民参加の拡大に向けた検討が必要です。

●各地区の連携強化

本市の特徴である5つの地区（東部地区、西部地区、大曲地区、西の野地区、北広島団地地区）からなる都市構造を主軸とするため、公共交通ネットワークの強化や、各地区間連携などの機能強化を図るための検討が必要です。

●各地区のコミュニティ拠点の充実と整備

5つの地区ごとに商業・業務施設や文化施設等を中心とするコミュニティ拠点を位置づけ、既存機能の強化や新たな機能の創設により、地区の活性化や集まる地区の拠点づくりを進めることが求められます。そのため、立地適正化計画における誘導施策等により、住環境・都市機能の充実に向けた検討が必要です。

くりを進めることが求められます。そのため、立地適正化計画における誘導施策等により、住環境・都市機能の充実に向けた検討が必要です。

●ボールパーク構想の推進による魅力あるまちづくり

市民経済でのボールパークの整備に伴う新たな観光資源の創出やビジネスの拡大、豊かなライフスタイルの提供など、その波及効果を最大限活用したまちづくりと、北海道の地域ブランド発信の拠点となる施設や、交通需要に対応した道路の整備が求められています。そのため、ボールパークの整備と一体となったまちづくりを進めるためには、市民との情報共有や、関係機関との連携強化に向けた検討が必要です。

(2) 東部地区に関する事項

●魅力ある商業・業務地の形成に向けた検討

駅が中央地区にかけて公共施設や商業・業務施設が集中していますが、買い物環境の維持・整備と併せて病院や福祉施設との複合・集約化を進めるため、事業者・行政・専門家などにより都市機能の強化に向けた検討が必要です。

●ボールパークの整備に関わる取組

ボールパークの整備を進めるため、民間事業者や関係機関とのさらなる連携による取組が必要です。

(3) 西部地区に関する事項

●住環境の整備に関する事項

高部小学校・高部中学校の周辺に日常生活に必要な施設が都市機能の充実を図り、コミュニティや交流活動の拠点とするため、土地利用を含めた具体的な検討が必要です。

●旧島松駅通所を中心とした史跡の活用に関する検討

旧島松駅通所やクラウ記念碑などを生かした多くの人が集まる史跡としての整備に向け、史跡にふさわしい魅力の創出や、人を呼び込むための運営方法など、市民の意見を取りながら活用に向けた検討が必要です。

第5章 計画の推進に向けて

●輪厚パーキングエリア周辺の土地利用の検討

輪厚パーキングエリア周辺は、スマートICを活用するなど、地域特色を生かした土地利用について関係機関と協議を進めるとともに、民間事業者との連携について検討が必要です。

(4) 大曲地区に関する事項

●都市機能の維持・充実を図るための検討

大曲会館の周辺とふれあい学習センターとの連携を強化し、生活サービス機能を展開する拠点の形成に向け、商業・医療・福祉施設などの充実に向けた検討が必要です。

●災害に強いまちづくりのための検討

北海道胆振東部地震により被災した大曲並木地区を早期復旧するとともに、地区コミュニティの再構築に向けた検討が必要です。また、防災教育センターは、災害時はもちろんのこと、平常時においても防災に向けて有効に活用できるよう検討が必要です。

(5) 西の野地区に関する事項

●コミュニティの中心地の形成に向けた検討

地区住民のコミュニティの中心となる生活拠点の形成に向けた取組や、公共施設の場合を含めた基礎的都市機能の配置など、生活の利便性を高めるための検討が必要です。

●R上野幌駅周辺の整備に関する検討

R上野幌駅及びその周辺については、駅舎のバリアフリー化に向けて関係機関と協議を進めるとともに、駅周辺の利便性を生かした土地利用を検討します。

(6) 北広島団地地区に関する事項

●移住・定住促進のための住環境整備に向けた検討

「さんぽまち」にふさわしい緑豊かなゆとりある住環境を生かした移住・定住促進の環境整備として、北広島団地地区の歩行者の緩和等を進めるとともに、子育て世代等の定住促進につながる居住機能の誘引に向けた取組が必要です。

●緑豊公園の再整備に向けた検討

市内唯一の総合公園である緑豊公園は、緑豊かな自然環境を生かし、だれもが安心して利用しやすいスポーツ・レクリエーション施設の再整備について、市民や専門家の意見を踏まえた検討が必要です。

●R北広島駅西口周辺の整備に向けた検討

R北広島駅西口周辺は、ボールパークの整備による来訪者の増加を想定した商業施設や公共施設の立地、集積を図るとともに、安全で快適に移動できる歩行空間や駅前広場の整備、市有地を含めた駅前周辺を一体として整備するなど、にぎわいや交流の場としての都市機能の充実に向けた検討が必要です。



第1章 ▶ 見直し対象外

基本的な姿勢

- 1 都市計画マスタープラン策定の背景と目的
- 2 都市計画マスタープランの位置づけ
- 3 都市計画マスタープランの役割
- 4 計画の前提
- 5 北広島市の概況

第2章 ▶ 見直し対象

都市づくりの 理念と目標

- 1 都市づくりの視点
- 2 都市づくりの理念
- 3 都市づくりの目標
- 4 将来都市構造

第3章 ▶ 見直し対象

都市づくりの 分野別基本方針

- 1 土地利用の基本方針
- 2 都市交通体系の基本方針
- 3 緑・水環境の基本方針
- 4 都市景観の基本方針
- 5 都市防災の基本方針
- 6 だれにもやさしい都市づくりの基本方針

第4章 ▶ 見直し対象

地区づくりの 基本方針

- 1 東部地区
- 2 西部地区
- 3 大曲地区
- 4 西の里地区
- 5 北広島団地地区

第5章 ▶ 見直し対象外

計画の推進に向けて

- 1 計画実現のための基本的な取組
- 2 計画実現のための検討事項



都市計画マスタープラン（第2次）

年月	R7.9～10	R7.11	R7.12～R8.2	R8.3
都市計画審議会	(9月) 見直し方針	改定原案の説明 (事前説明)	改定案の説明 (諮問)	
その他	見直し内容の検 討	改定原案決定	パブリックコメ ントの実施（12 月中旬～1月中 旬） パブリックコメ ントの結果公表	都市計画マス タープラン（第2 次）の改定

- 11月の都市計画審議会において、今回の意見も踏まえ、新旧対照表における変更内容を説明予定